

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和4年6月7日（火） 13時30分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・ 県立教育支援センター設置に向けた実証事業に取り組みます
- ・ 令和4年度 第1回「文化財のみかた連続講座」を開催します

### 質疑事項

- ・ 令和5年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について
- ・ 請願について

### 発表項目

#### ○ 県立教育支援センター設置に向けた実証事業に取り組みます

本日2点、説明させていただきます。1点目は、県立教育支援センターの設置に向けた実証事業に取り組むということです。

県教育委員会では、高校段階で不登校の状況にあったり、あるいは休学・中途退学したりした子どもたちの学習支援や社会的自立に向けた支援を行うため、県立の教育支援センター設置に向けた実証事業に取り組みます。令和5年度以降の本格実施に向けて、個別の活動やカウンセリング等をとおして、効果的な活動や支援のあり方について、検討したいというものです。期間は7月1日から来年の3月31日までです。平日の10時から16時まで開設をいたします。個々に応じて、活動する日や時間帯は、指導員が個別に相談に応じさせていただきます。場所は三重県総合教育センターの2階で、県立美術館の下にある、県教育委員会の施設の中です。対象者は県内の高校、特別支援学校高等部等で、不登校や休学の状況にある生徒あるいは中途退学された方、県外の高校、特別支援学校高等部等で不登校や休学の状況にある生徒、中途退学された方は県内に居住されている方、中学校の時に不登校の状況であって卒業後、高校等へ進学していない方で県内に居住している方を考えております。

活動時間の例で、10時から15分ぐらい、指導員との対話でその日の活動内容等を確認します。それからフリータイムということで、自分の興味・関心のあることに取り組んだり、11時15分からは学習タイムということで、学習活動のほかに自分の興味・関心があることに取り組むことも考えています。昼食をはさんで、13時から45分間学習タイムを設けて、その後フリータイムということと、フリータイムが終わった後、指導員との1日の振り返りと次回の確認等をして、15時からは相談時間ということで、別の時間帯でも構わないんですけど、例としてはこのようなことを考えております。終了時刻とか開始時刻とか、それは個々の生徒さんのニーズや状況に応じて対応させていただきます。午前とか午後だけの

活動とか、特定の曜日での活動でも可能です。フリータイムとか学習タイムでは、個人での活動だけでなく少人数グループの活動とか、生徒のニーズに応じた活動を考えております。その活動例として、例えば読書や絵を書くとか、音楽を聞くとか、自分に合った活動をしたり、興味・関心のあること、得意なことなどについて、指導員や大学生ボランティアの協力も得ようとしていますので、話をしたりできます。学び直しとか高校段階での学習を行う際には、同じように指導員か大学生ボランティアから個別指導を受けることもできます。身体を動かすということで卓球とかボードゲームなどの他、草花の栽培や調理、ものづくり、近隣の文化施設の見学なども予定しています。スクールカウンセラーから、毎日ではないですが、カウンセリングを受けることができますし、場合によってはオンラインでカウンセリングを受けていただいたり、学習相談をしたりすることも考えてまいります。スタッフとしては指導員は教職経験者等、スクールカウンセラー、週に2日程度を考えています。あとスクールソーシャルワーカーとして月2回、それから大学生ボランティアのスタッフを考えております。費用は、教材費等は自己負担ですけれども、それ以外は無料で、パソコンとか貸与する部分もございますし、ネット環境も整備しております。

#### ○ 令和4年度 第1回「文化財のみかた連続講座」を開催します

2点目が、文化財の関係で新しい事業で、今年度「文化財のみかた連続講座」を始めまして、第1回を開催するものです。

これは新型コロナの感染拡大により、今まで以上に地域の文化とか歴史に触れることが難しくなっているということを踏まえて、文化財にもともと関心のある方だけではなく、これまであまり文化財になじみのなかった人も対象に、文化財の保存活用、継承の取組とか活動についての理解を深めていただいて、いろんな形で、身近な文化財に関わっていただきたいという思いで「文化財のみかた連続講座」全3回を開催します。

第1回は「知る」ということで、7月18日に13時から15時40分まで、その次は「ふれる」ということで10月29日・30日です。最後は「訪れる」ということで2月11日を考えております。第1回は「かんこ踊り」、三重県各地にあるんですけれども、それと「三角縁神獣鏡（さんかくぶちしんじゅうきょう）」を取り上げます。

「かんこ踊り」は、「かんこ」あるいは「かっこ」と呼ばれる太鼓を叩きながら踊る民俗芸能です。盆踊りとか春から秋にかけての祭り行事で、雨乞いとか豊作とか死者への供養とか、いろんな場面で踊られるものです。「勝手神社の神事踊」というのは、国指定になっておりますし、これは静かに太鼓を叩いてしめやかに踊るもので、「香良洲町の宮踊」とか、「松阪獺師町のかんこ踊り」のように、激しく太鼓を打ち鳴らして踊るものもあって、地域で、それぞれの趣きがあります。この講座では、映像を見たり、実際の「かんこ」とか衣装に触れたりしてもらいながら、大切に守り伝えられてきたその魅力を伝えるようにするものです。

「三角縁神獣鏡」は、主に3世紀から4世紀の古墳から出土する銅鏡で、邪馬台国の卑弥

呼に中国の魏から与えられた銅鏡に当たるとい説が有力です。当時の大和王権の大王から日本各地の豪族に配られたと考えられておりまして、三重県では、明治 45 年に松阪市で出土しております。講座では忠実に再現したレプリカを間近でご覧いただくほか、異なりますけれども別のレプリカを手にとっていただく体験ができます。

開催場所は三重県埋蔵文化財センターの嬉野分室学習棟です。社会教育・文化財保護課の職員であったり、埋蔵文化財センターの職員が解説をいたします。申し込み期間は 6 月 17 日から 7 月 15 日まで、この場所としては定員が 50 名となっております。参加費用は無料となっております。Web 資料に「勝手神社の神事踊」、「三角縁神獣鏡」の写真、レプリカですけれどもつけさせていただきます。

### 発表項目に関する質疑

#### ○ 県立教育支援センター設置に向けた実証事業に取り組みます

(質) 教育支援センターは、来年度から始めるにあたって、今回何を実証するのですか。

(答) 来年度、本格的に始めるかどうかは決めていません。教育支援センターは、小中学校の児童生徒対象は市町であるのですけれども、県立高校にこういった場所はないのですので、初めて実証検証したいと思っています。実際、どれぐらい人数的なニーズがあるか、支援する活動内容とか、いくつかメニューも用意するのですけれども、どういった部分が一人ひとりの生徒さんにとって効果があるか、カウンセラーとかワーカーも週に 2 日になりますけれども、配置させていただき心の面からのサポートもさせていただいて、トータルでみて、こういうやり方がニーズにきちんと合っているかどうかを検証したいと思っています。それから通えない場合には、オンラインも対応したいと思っており、その辺りもどこまで可能かを検証したいと思っております。最後に、保護者の方も、どうしても情報がなかったり、一人で孤立しがちですので、保護者の相談にもここに来ていただいたり、電話等も含めて対応させていただきたいと思っており、そういったことを検証するため需要をしっかり把握したいです。

(質) オンライン学習、オンライン指導や保護者の相談も実証するということですか。

(答) オンラインは、通えない生徒さんが見えたら、オンラインでのカウンセリングとか、それから学習内容はどこまでかということは相談しながらになりますので、個別対応で、できれば学習的な指導もやってみたいと思うのですけれども、オンライン授業的なことまではちょっと難しいかもしれません。

(質) オンライン相談や指導も。

(答) そうですね。保護者の方のご相談やいろんな悩みなどは、オンラインでも対応させていただきたいと思っております。

(質) 今は小中学校に関してはセンターが対応しているのですか。

(答) 小中学校に関しては、県内 20 箇所由市町が設置している教育支援センターがあります。津市に 2 箇所あったり、いろいろあるのですけれども、高校生の不登校の子どもさん

たちや中退した子たちが公的に、活動を支援したり、相談する場がないので、その場を補いたいです。

(問) ニーズがあれば来年以降、センターを立ち上げると。

(答) そうですね。

(問) そのニーズの判断はどうするのですか。

(答) 人数的な面とか、時間的な面とかです。早い段階から本当にこういうのが必要と思われる生徒さんがいたら、来ていただくと嬉しいと思っております。

(問) 募集をどうかけるのでしょうか。

(答) 県立高校であったり、市町の教育支援センターもつながりがある人もいますし、それから今、不登校の子どもをもつ保護者の方の相談会を県内各地でやっているのです、そこで丁寧にご説明したりしています。あとはマスコミの皆さんにもご協力いただいて、本当に一人でも多くの人に情報が届けばというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(質) 一つは、県教委が行う高校生の不登校の子たちのために、こういうやり方の施設を作るということは、全国でも結構あるのでしょうか。

(答) 高校生も対象にしたというのが、10 県ぐらいはあるようです。やり方としては小学生、中学生、高校生がまじっていたりというところもあるみたいですが、高校生だけを対象にというのは3県ほどで、その規模とかやり方はいろいろみたいです。

(質) 活動時間の例にある学習タイムで、子どもたちの学習進路も中学校から不登校だった子は中学校の復習をしたいでしょうし、高校で不登校になった子は中学のことは分かっているのです、高校2年生ぐらいからとか、それぞれやりたいことをやらせてもらえて、ボランティアとかは、一人ひとりのやっていることを見てくださるのでしょうか。

(答) そうですね。

(質) この対象者の1番と2番は、1番は県外に住んでいる人もOKという意味ですか。

(答) 2番がですね、県外の高校に通っている方は、県内の居住者の方という書き方をしています。

(質) 高校生向けの県立教育センター設置は決まっているけれど、人数や規模を調査するためにやるのか、設置そのものが検討段階ということですか。

(答) 設置そのものがまだ検討段階で、そのための実証をするという位置付けにしております。

(質) あと、義務教育でない高校生について、こういったことを行う意義について改めて、聞かせていただきたい。

(答) 不登校の高校段階において、子どもたちが安心して活動したり、同じ世代の子と触れ合える場所というのは、今後においても非常に大事だと思っております。また、高校生は義務教育でないため、なかなかそういった場所がないので、不登校の状況にある子どもたちへの支援として、色々な場所の選択肢があるような形にぜひともしたいという思いで

させていただきます。

(質) ニーズってどうやって判断するのですか、具体的な人数とかって。

(答) 今、欠席 30 日以上の不登校の高校生は、これは県立だけですけれども、令和 2 年度 760 人なんです。令和 2 年度に、県内の県立高校で年間欠席 30 日以上の不登校だった生徒が 760 人です。

(質) ジャスト 760 人？

(答) はい、そうです。それで、県立教育センターが津になりますので、通える状況の子どもとか、オンラインもするのですけれども、どれぐらいをめざすというのは難しいのですけれども、本当に 1 人でも多くの子どもたちが何らかの次へつながるきっかけであったり、自分に自信を持てるようなことにつながって欲しいと思っております。

(質) 来年以降だから正式な事業としてやるためには、大体この 760 人ぐらいに伝えて、どれぐらいの子どもが来ればやるのか。

(答) 我々が思っているのは、例えば 20 人とか、20 人いなかったら来年度につながらないかどうかは難しいですけれども、まず立ち上げの段階で、それぐらいの生徒さんに必要性を感じてもらって、在籍してもらえればと思っております。

(質) おそらくもう来年やると。

(答) そこは、ニーズとかどういうふうな支援がいいのかを、また別途判断させていただきたいと思います。やり方も、そういうやり方がいいかという発見もあると思いますので。

(質) 年齢的には 16 歳から、中途退学をした方っていうと例えば、もう成人された方だけど高校を中途退学してそのままとか、そういう大人の方とかも対象になるのですか。

(答) そうですね、20 歳を超えているから対象外ということではないです。

(質) 大人の方とかでも大丈夫ですか。

(答) ええ、例えば義務教育の学び直しっていうことであれば、今は夜間中学という形で実施させていただいていますので、そちらの方が適した場合はそちらで良いことですし、高校段階で不登校であったり、中途退学して次へのステップがなかなか見つかりにくいという方は、ぜひとも、見に来ていただければ、参加いただければと思います。

(質) 特に年齢制限を設けていないということですね。

(答) そうですね。

(質) あと実証実験は、施設利用料が無料でできるということですけど、これは来年度以降、本格的に設置するとなった場合は、有料で対応してもらおうということなのか、それとも値段は変わらないのか。

(答 生徒指導課長) 他県の状況もまた確認しながらになると思うのですが、現時点では有料なのか無料なのか、何が一番利用者にとって、適した支援になるのかということを検証しながらと考えています。

(質) 既に高校の支援を行っている他県っていうのは、どの辺りですか。

(答) 都道府県ですか。

- (質) はい。
- (答 生徒指導課長) 近くでしたら岐阜県がされています。
- (質) 小中の 20 箇所は大体何人ぐらい、今通っているのですか。
- (答 生徒指導課長) 小中は、令和 2 年度に 20 箇所のセンターを使われたのが 466 人。
- (質) それは登録されている人数ですかね。
- (答 生徒指導課長) 国の調査で、学校が回答しているのですけども、学校が把握している範囲で 466 人ということで、学校には連絡せずに使われている方もみえます。
- (質) イメージとしては、公立のフリースクール的なものと思えばいいのですか。
- (答) フリースクールって言うのか、活動内容的にはよく似た部分もあるかもしれませんが、れども。
- (質) 学校へいつか戻ってもらうための場所といった、考え方としての違いですか。
- (答) 必ずしも学校に戻ることが、少し誤解招く言い方になるかもわかりませんが、唯一の目的というふうに私としてはとらえてないのですけれども、もちろん学校に戻りたい意思があったら、そこができるように最大限支援していきますし、違うステップを考えてみえるのであれば、そのきっかけづくりになるようなことを、面接とかカウンセリングをしながら、一人ひとりに寄り添って支援していきたいというふうに思っております。
- (質) 例えば、元にした学校に戻らなくても、高卒認定試験とかそういう方をめざすなら応援するということですか。
- (答) そうですね。
- (質) ただ、この教育支援センターに通うだけでは高卒認定は受けられないということですか。
- (答) そうですね。
- (質) もともと不登校になってしまった学校とかに籍を置きながら、こっちの教育支援センターにも通うみたいなことですか。
- (答) そうですね。今どこかの高校で籍があって、不登校の状況のまま通えていない子が、例えばずっと家にいたり、なかなか同世代と関わる場所が少ないということが多くありますので、そういった子は籍を置きながら、一旦、支援センターの方に来てもらって、自分なりのその時のリズムや必要なことについて、ここで活動してもらって、そのあと、もしリズムがついて、元の高校に復帰するというのであればいいですし、違うステップをするということであれば、そこを支援したいと思います。
- (答 生徒指導課長) 教育支援センターに通うことで、高等学校の卒業を認めるということはないのですが、高卒認定試験の受験資格は、中学校を卒業していれば、それは高校卒業できるだけの学力があるかどうかを認定するものなので、それはそれぞれで受けていただいて、合格して単位が集まれば、高卒認定は得られます。
- (質) 単位が必要？
- (答 生徒指導課長) 私も詳しくはないのですが、いくつか取らなければならない必要な科

目に合格すれば、高卒の認定はされるということです。

(答) もしそういうふうなことで、高卒資格を取得するというのをめざすのであれば、その試験は年に何回かありますので、必要な科目を合格して積み上げていって、必要な部分になった時に高卒の認定資格が得られるということになりますので、そういったことをめざすということであれば、そういったことにつながる支援というのもさせていただこうと思っています。

(質) 高校に戻る意思がある人、あるいは高卒認定など違うステップを選ぶ人を支援していきたい、と先ほどおっしゃられましたけど、その先にあるものってというのは何ですか。もっとその先にある、もっと大きいコンセプトとして、不登校であることは本人にとってよくないというふうに考えていますか。

(答) よくないというか、その子にとって非常に辛い状況にあると思うのです。それが良い悪いということでは捉えてないのですが、ただ、高校に入学して、何らかの状況で学校に通えてないというのはその子にとって辛い状況であると思いますし、なかなか同世代の子たちと関わり合ったり、活動したりする機会というのも多分少ない状況にあると思いますので、我々はこういう場を作って、いずれ社会なり人との関わりの中で、生活したり活動したりするということは皆思っていますし、私もそういうふうに、高校卒業するかどうかはゴールではなくて、やっぱりそこをめざしながらそのためのきっかけにしてもらえればという。

(質) 社会との関わりを持つきっかけに。

(答) そうですね。そのことで高校に戻ることを希望していて、戻れたらその子にとって一番いいでしょうし。そこが唯一ではないということです。

(質) オンラインでボランティアの人とか指導をしてくれる人から、例えば尾鷲とかから津にというのは遠いので、オンラインでボランティアの人に、今やっているところわからなかったら教えて、というのは難しいということですよ。

(答) そういうのも可能かもわからないのですが、まずはその子がどんな状況にあるかというのを面談させてもらって、今の状況も聞きながら、なかなか遠いので来れないということであれば、オンラインになります。そういった勉強のことで悩んでいた、行き詰まっていたりするってことであれば、できる限り指導員の方が関わっていきたく思うのですけれども、まだそこはやってみないと。私としては、津ですのでみんなが通えるとは思えないので、できる限り、今オンラインの時代でもありますので、支援をさせていただきたいと思いますが、まだ明確には。

(質) どこまで教えられるかまでは。

(答) そうですね。

(質) 入口はとりあえずオンラインの方で。

(答) 教えるのは駄目ですということではないのですが、内容によってできる限りの対応はしたいと思うのですけれども。

(質) 要相談ということですか。

(答) はい。

(質) 本人が通っていた高校や保護者の会などを通じて参加を呼びかけるということですか。

(答) 今、県立だけではなく、県内の県立高校、私立高校に案内はすでに配っている途中です。学校を通じて案内しているのと、不登校の子どもを持つ保護者相談会もやっていますので、今2箇所終わりましたが、そこでパンフレットを置きながら案内して、その二つを中心に今のところさせていただいています。

(質) 本人が通っていた高校には限らないわけですね。

(答) 本人が通っていた高校なのですが、県内どこにいるかわからないので、すべての高校に案内はしています。

(質) 我々もこういうことをやるよ、というお知らせとともに、募集告知みたいなのもして構わないですか。

(答) そうしていただくとありがたいです。今回、大学生のボランティアの人もお願いして、近い年代の方も関わってもらおうということもありますので、できる限りそういった高校生段階の世代の子が触れ合いやすいような形でさせていただこうと思います。

(質) 呼びかけるとしたら、保護者が申し込むのですか。子どもが自分で申し込むのですか。

(答) 高校生ですので、自分で電話されることも当然あると思いますし、その保護者の方が、本人と相談して申し込まれる、いずれでも結構です。

#### ○ 令和4年度 第1回「文化財のみかた連続講座」を開催します

(答) 今年度の初めての新しい事業で、ここへもちょっと書かせていただいたのですが、特に令和2年度のコロナと、それ以前からやはり少子高齢化など、地域の活動というのがなかなか今までと違うような状況にある中で、その地域の伝統的な祭りや民俗芸能というのが担い手不足にあって、それからコロナで祭りも中止になっているという状況の中で、県教育委員会として、改めていろんな人に文化財というのを知っていただいて、触れてもらって、自分で訪れてもらうという、3回シリーズで計画をさせていただきました。

(質) 「知る」「ふれる」というテーマは決まっているのですけれども、2回目以降の中身はまだ決まっていない、コンセプトだけは決まっているのか。

(答 社会教育・文化財保護課) 今のところ大雑把には決まっているのですけれども、2回目は縄ない体験をやってみたりとか、拓本といって、物の上に薄い紙を置いて墨で写し取る、そういう作業をやることで文化財に直接触れてもらう機会を作ることを考えています。3回目は実際に遺跡など、まつりはこの時期良いものがあるかはコロナの関係もあって調べないといけないのですけれども、実際にある場所に行って、現物を見ていただく機会を設けようかと考えています。

(質) 2回目は拓本などを実際にやる、体験するわけですね。訪れるのは遺跡等を実際に。



- (答 社会教育・文化財保護課) そうですね。
- (答) 古墳や城址などを訪れて、古墳等の測り方とか、最近はドローンもありますので、そういう部分で撮影の仕方とか。
- (質) 遺跡じゃなくて、古墳とか。
- (答) 両方とも大括りでいうと遺跡なのですけども、前方後円墳なんかは上からドローンで見たらよくわかりますし。
- (質) 1日の3時間くらいの中で両方行っちゃうということなのですか。
- (答 社会教育・文化財保護課) どちらに行くかを含めて、今、検討中です。
- (答) 場合によっては二つに分かれることも考えています。
- (質) 現時点で、言い方としては遺跡くらいの方がいいのですか。それとも古墳、城跡、城址などを。
- (答 社会教育・文化財保護課) そんな感じです。
- (質) 言っても大丈夫ですか。
- (答) 古墳や城址など、と言っていて結構です。
- (質) 担い手ってというのは、かなり飛躍した感じがするのですけれども。
- (答) そうです、直接の担い手までというと、おっしゃるとおり先が長いですし、そこに直接というのは難しいと思うのですけれども、もう一歩手前の、文化財の、地域にこういった素晴らしい、みんなが残ってきて、豊かな物があるということを我々も知らないところがありますので、そこをまず知ってもらって、次に触れてもらって、現地に行ってもらって、もう一つ興味を持ってもらったら。「かんこ踊り」って、香良洲とか漁師町ですか、伊賀は国指定でもあるので、興味を持ってもらって、行ってもらって、またひよつとしたら参加もしてもらえないかなという思いです。その前段の部分を、文化財を知ってもらったりするファンを増やしていきたいと思っています。
- (質) 3回セットで行かないといけないわけではなくて、行きたいところだけの申し込みでも構わないですか。
- (答) 大丈夫です。
- (質) 2回目は9月とかにまた募集するわけですか。
- (答) そうですね。
- (質) 1回目はまつりと「三角縁神獣鏡」で全然違うのですが、2時間を二つに分けた講座になるのですか。
- (答) そうですね。幅広く興味を持ってもらって欲しかったので、全然違うものですが、民俗と明治に出土した文化財を今回取り上げさせていただくことにしました。
- (質) 授業みたいな感じですかね。1時間半ずつ、休憩をはさんで。
- (答) そうですね。
- (答 社会教育・文化財保護課) 会場が同じ場所でさせていただきますので、両方ともが同じ会場で見ただけの形になります。民俗と考古資料と、異質な感じの二つですが、見

比べていただくことで共通する見方も感じていただければと。地域によって物は違うんだということを、考古資料でも違うし、民俗資料でも違うんだということ、違う種類の文化財でも、地域の違いがあるんだということを感じてもらうことで、文化財に関する見方も広がりを持ってもらえたらと思っています。

(答) 勝手神社の方は、別の「かんこ踊り」の太鼓や、できたら道具もお借りして、その場で持ってきて、触れてもらったり、太鼓も叩いてもらったりということも可能にしたいと考えています。

(質) そしたら2回目の「ふれる」になっちゃうじゃないですか。

(答) 「ふれる」になるのですけれども、来てもらって、映像も見てレクチャーも聞いてもらうのですけれども、それだけではなくて、こういう物をひよつとしたら被って、写真に撮って、SNSにも発信してもらえばと思うのですけれども。確かに「ふれる」かもしれないのですけれども。

(質) これは講義なのですか。

(答 社会教育・文化財保護課) 1回目は映像を見てもらったりとか、物を見てもらったりとか。

(答) 基本は講義です。プラスアルファとして、そういうものを用意させてもらうので、触ってもらうということです。

(答 社会教育・文化財保護課) せっかく来てもらうので、ちょっとくらい触ってもらって。

### その他の項目に関する質疑

#### ○令和5年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

(質) 昨年度は10校くらい、定数をどうするのかも含めて地域の協議会で考えながら、活性化計画ってありましたよね。今日の議案って、もう来年度の各校の定員を策定するのですか。

(答) これは、活性化というのは常にやっていかなければならないのですが、これはそれとは別の話で、来年度の高校の募集定員の総数を、1万人とか何人にするかということ、この時期に決める必要がありますので。例年この時期に、6月の20何日くらいには改めて資料提供はさせていただきます。

(質) 総数というのは県立高校全部でどれだけをとるかっていうのは先に決めておいて、その内訳は後でということですか。

(答) 内訳は、また7月に個別にどこで減るとかどこで増えるとか、7月の中旬までには資料提供させていただきます。

(質) 前の、近年少ない学校をどうするといった、地域協議会をやってというのは、別なんですか。

(答) それとは別の話です。

(質) あれって個別の学校がいくら減らすとか決まってくる話ではないのでしたっけ。

(答) その学校と当該地域の高校の配置と学びのあり方を検討するとなつていますので、その時に、小規模校は統合も含めて丁寧に議論するということになりますので、そこで定数を決めるというよりも、その地域の学校の学びと配置を議論していくというものです。

(質) 7月のそれまでにやらなきゃいけないというものではないのですか。

(答) 来年度の募集定員というのは7月上旬までに各県立学校ごとに決めて、中3生は1学期の終わりに、それぞれの中学校で保護者と本人と担任で三者面談をしながら、来年度の方角性を面談でやりますので、それに間に合う形で公表させていただきます。

(質) 活性化計画というのは、もうちょっと長期的にやる話ってことですか。

(答) そうです。

### ○請願について

(質) こないだ部活動の請願を出されたグループが、県庁記者クラブにもいらっしゃっていたんですけども、今回の請願は、こういう指導をしてくれて新たな請願が来たんでしょうか。こないだ一部を認めた請願がありましたよね。

(答) そうですね。それは高校について、部活動に強制的な加入になっているのじゃないかということで、改めて確認したら、活動までは強制ではなかったんですけども、一部の高校で、1年生のうちですべてどの部活かを選んで登録するということになっていましたので、その部分は実態がそうでしたので、一部採択ということで、当該校を含めて、徹底させていただきます。今回はまた別の話です。

(質) なんらか請願でまた認められたものがあったのでしょうか。

(答) 今回は、請願に対しては不採択ということです。

(質) ちなみにどんなお願いで、不採択だったのでしょうか。

(答 教職員課長) 管理職が部活動の業務を職務として命令する場合に、その命令は適法に行われているか。適法にするためには、少なくとも4つの条件を満たすことが大事だということで、4つの条件を出されたのです。その条件を見ていると、制度上、適用できないところもありますので、不採択ということです。

(答 保健体育課長) もう1件請願がありまして、全国中学校体育大会を主催しないことを求めるということですが、三重県としては主催をしていきますということで、不採択となりました。

以上、14時11分終了